

2021年7月20日

逗子市

2021年7月22日(木)～8月22日(日)

## 海の家を含め、逗子海水浴場でお酒は飲めません

令和3年7月22日(木)から8月22日(日)まで、神奈川県知事から新型コロナウイルス感染症対策特別措置法第31条の4第3項に基づくまん延防止等重点措置における「措置区域」に指定されたことを受け、逗子海水浴場では次のとおり対応します。

### ●海の家を含め全域で飲酒できません。お酒を持ち込まないでください。

▶砂浜では「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」に基づき飲酒禁止です。

▶海の家では「措置」に従い、酒類の提供は、終日行われません。

※海の家へ持ち込んでの飲酒もできません。

### ●対策を強化します

▶砂浜、海岸口及び街中での呼びかけを強化します。

警備巡回体制	7月17日(土)～18日(日)	7月22日(木)～8月22日(日) の土日休日
警備員	4人	8人(一部6人) うち2人は街中を中心に活動
市職員	2人	2人 広報車による呼びかけも実施
海の家従業員	2人以上	7人以上 20時以降は街中を中心に活動 ※営業中、海の家及び前の砂浜 でのルール周知活動も実施

※平日はこれまでの土日と同等程度

▶海の家では、酒類提供の有無に関わらず、全店「マスク飲食実施店」の認証申請を実施し、感染防止策を強化します。

※7月16日付プレスリリースした対策についても継続して取り組みます。

### ●厳正に対処します

▶砂浜では、複数回注意を受けても条例等ルール違反を続ける人に対しては、警察官同行のもと、退場を勧告します。

▶ルールや措置の要請内容を守らない海の家に対しては、逗子海岸営業協同組合により営業停止処分も含め厳正に対処します。

本件に関するお問い合わせ先：

市民協働部経済観光課 黒羽・楠元

電話：046-873-1111 内線280・281